

意匠分類記号	意匠分類の名称
D7-10	テーブル、机、カウンター等

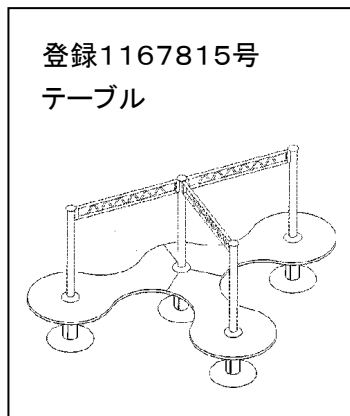
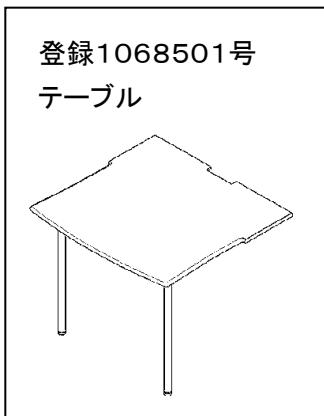
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
D2-30	全	テーブル、机、カウンター等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
K1-55	工作台	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		

定義

- ・飲食、学習、事務作業等で水平平坦な天板面を使用する家具類。
- ・天板部が水平平坦な部分だけでなく、使用目的のための変形や器具が組み込まれたものも含む。
- ・収納部が一体となったものも含む。

ここには、下位の分類に該当しないものを分類する。

- ・主に、片側を壁に取り付ける等のそれ自体では自立しない形態のもの
- ・テーブル又は机の上部空間にのみエリア形成用の枠体を取り付けたもの(枠体によって休息スペース等のための空間が設けられているものはL3-2010を付与する。)



【D7-1台の分類の概要・ポイント】

＜収納棚・載置台との区分け＞

・使用目的が判然としないもの、または形態上から判断して使用目的の説明等が不十分だと考えられるもの(例えば、パソコン載置台としていても、キーボードを載せて操作するスペースは事務作業部分であるので、載置のためだけの台ではない)については、形態特徴に基づき基本的に次のように分類する。

- ①天板の下部の形態・構造が、いすに腰掛けた状態で足が入る(天板の奥行き $\frac{3}{4}$ 以上が空間部となっている)ものはD7-1台。
- ②収納棚に収納された板を引き出して天板として使用するものは、該板が補助的なものなので原則D6-5台(台付き棚)。
- ③天板を前に引き倒して使用する、所謂ライティングビューローは、両者を兼ねたものなのでD7-1台。

使用目的が明確なものは、それに従って分類する。例えば、天板下部の空間が大きくても台所用小物載置台はD6、下部空間がなく足が入らなくても実験台、置卓等はD7。

<D7-1台の概要>

- D7-10＝分類体系上は下位分類に含まれないものだが、実体的には自立しない形態のもの(例えば壁取り付けタイプ)を分類する。
 - D7-11＝脚がなく天板のみで、こたつ等に載せて使用するもの。
 - D7-12＝主に学校で使用する理化学実験用の台と調理実習用の台で、流し、ガスコック等の設備が付加されたもの。
 - D7-13台＝回転寿司等の飲食店に設置され飲食物をコンベア等の搬送機で移動させながら提供する方式のカウンター及びその構成部品。
 - D7-140＝テーブル・机の内、特殊な形態部分をもつもの、特殊な構造のもの、収納具以外の他物品と結合したもの等の特殊性があるもの及びテーブル・机に類するもの。
 - D7-141＝テーブル・机の内、上記の特殊性がなく、かつ、①机上の収納部、②机下の袖引き出し状の収納部(左右の端に寄った位置で床までの半分程度以上あるもの。開き扉も含む)の両方がないもの。
袖引き出し状でない引き出し等のみがあるものは含む。
 - D7-142＝テーブル・机の内、上記の特殊性がなく、かつ、①机上の収納部、②机下の袖引き出し状の収納部の両方またはどちらかがあるもの。
袖引き出し状でない引き出しがあっても含む。
- (注:141と142は一般住居、事務所、学校、飲食店等で極普通に使用されるテーブル・机について、①机上の位置の棚及び②袖引き出し(類するもの)の有無で2つに区分けする分類である。①②以外の収納部の有無は不問。)

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- 天板面を使用する台状のものという使用方法・基本形態が共通するものでも、下記のものは使用目的によりそれぞれに分類される。
- ・調理台はD5-1220、流し台はD5-1230。
 - ・載置台はD5-51台。
 - ・工作台はK1-55。
 - ・製図台はF2-3500。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

--	--	--